

日 化 協 技 術 賞 表 彰 要 領

1. 日化協技術賞表彰制度とは

「日化協技術賞」は優れた化学技術の開発や工業化によって化学産業ならびに経済社会の発展に寄与した事業者を表彰する制度で、化学に関連する事業者から業績を公募し、優れた業績には総合賞、技術特別賞、環境技術賞を贈り、表彰するものである。

2. 表彰内容

2-1. 表彰の種類

① 総合賞

独創性に富んだ優れた技術で、かつ科学技術の進歩に寄与したもので、技術として確立しており産業上の価値が高いものを日化協会長が総合賞として表彰する。

本賞	表彰状及び表彰楯
副賞	30万円

② 技術特別賞

独創的技術あるいは改良技術で、かつ科学技術の進歩に寄与したもので、比較的規模は小さくとも、技術的に優れたものを日化協会長が技術特別賞として表彰する。

本賞	表彰状及び表彰楯
副賞	20万円

③ 環境技術賞

独創的技術あるいは改良技術で、かつ環境負荷低減に対して著しい効果があり、科学技術の進歩に寄与したものを日化協会長が環境技術賞として表彰する。

本賞	表彰状及び表彰楯
副賞	20万円

2-2. 表彰方法

(1)日化協会長は、日化協総会において、日化協技術賞総合賞、技術特別賞および環境技術賞の表彰を行う。

2-3. 表彰業績の決定

(1)日化協技術賞の審査は、日化協技術委員会の下に技術賞審査会議を設け、推薦業績の審査及び、日化協技術賞総合賞、技術特別賞および環境技術賞の受賞業績を選考する。

(2)技術委員会委員長は、技術賞審査会議の審査・選考の結果にもとづいて、受賞候補業績を日化協会長に推薦し、会長は日化協理事会の審議を経て日化協技術賞受賞業績を決定する。

3. 受賞候補業績の推薦

3-1. 資格

(1)推薦資格

推薦者:日化協の企業会員または団体会員。

(2)受賞資格

受賞社(者):優れた業績をあげた事業体、グループまたは個人。受賞社(者)は会員に限定されない。

3-2. 対象となる業績

(1)研究や開発活動の終了から概ね 10 年を経過していないものを対象とする。但し、10 年を経過していても評価が定まるのに長期を要する案件に関しては受賞対象とする。

(2)推薦件数に制限はない。

(3)他の褒賞を受けた業績に対しても受賞の制限をしない。

(4)一度落選した業績に対しても受賞の制限をしない。

3-3. 推薦方法

(1)会員の代表者は、所定の推薦書に必要事項を記入の上、日化協事務局に提出する。

(2)推薦書の提出期限は別途定める。

(3)詳細は別紙「日化協技術賞推薦書記入要領」による。

4. 技術賞審査会議

4-1. 審議事項

(1)日化協技術賞の受賞候補実績を審査、選考することを目的とする。また選考結果を技術委員会委員長に報告するものとする。

4-2. 構成

(1)技術賞審査会議の議長は、技術委員会委員長が委嘱する。

(2)技術賞審査会議の委員は、技術委員会委員会社に推薦を依頼し、委員の選任については技術委員会委員長の承認を得るものとする。

(3)技術賞審査会議委員の任期は2年、議長の任期は2期(1期2年)とする。但し、留任を妨げない。

(4)技術賞審査会議の事務局は日化協技術部より構成されるものとする。

5. 審査・選考

5-1. 審査方法

(1)日化協技術賞の審査は、技術委員会委員会社による第一次審査と技術賞審査会議により行われる。

(2)推薦された業績の評価は第一次審査(第一次選考)、最終選考とも以下の項目の着眼点に基づいて行われる。

総合賞 独創性、技術的波及効果、経済的波及効果、環境に対する効果を総合的に判断

技術特別賞 独創性、技術的波及効果、経済的波及効果、環境に対する効果(この順に重み付け)

環境技術賞 環境に対する効果、独創性、技術的波及効果、経済的波及効果(この順に重み付け)

(3)技術委員会委員、技術賞審査会議委員は所属する会社が候補に在る場合は、審査できない。

(4)第一次審査

技術委員会委員による技術賞候補業績の第一次審査を行う(書面審査)。

①技術委員会委員は、推薦書の内容に基づき審査し、評価ランクを所定の用紙に記入し、事務局へ提出する。

5点(特に優れている)、3点(優れている)、1点(普通)、あるいはそれらの中間点

②事務局は提出された評価結果を集計し、集計結果を技術賞審査会議に報告する。

(5)第一次選考

技術賞審査会議は第一次審査で評価された技術賞候補業績の評価結果に基づき、最終選考へ進む候補業績を原則6件以内選ぶ。

(6)最終選考

技術賞審査会議は第一次選考で選考された技術賞候補社(者)について、以下の手順に従って詳細な検討を行い、最終技術賞受賞候補社(者)を選考する。

① 技術賞審査会議委員の中から担当を決め、各候補業績について所定の用紙にて詳細評価を行い、第一次選考技術賞候補社(者)が適切であるか否かを精査する。

②受賞候補社(者)は、技術賞審査会議にて業績説明(プレゼンテーション)を行い、その後質疑応答を行う。

③技術賞審査会議委員は、詳細評価、業績説明および質疑応答をもとに審議を行う。

5-2. 議決方法

(1)会議の成立は委員数の1/2以上の出席とする(委任状を含む)。

(2)議決は基本的に出席者全員のコンセンサスに基づくものとする。

(3)委員の意見が分かれた場合には、出席した委員の投票により技術賞受賞候補を決定するものとする。投票結果が二分された場合には、議長判断により決定するものとする。

5-3. 倫理規範

(1)技術賞審査会議の委員は、受賞候補業績選定にあたり、公正で中立の立場で発言、選考を行わなければならない。

(2)技術賞審査会議の委員は、受賞候補業績選定にあたり知り得た情報を、正当な理由なくして公表、利用してはならない。

6. 付則

(1)本要領の改廃は技術委員会にて行うものとする。

以上

改定履歴

改定履歴		
版	制定/改定年月日	改定内容(変更理由)
初版	2017年7月4日	統合版初版制定
第2版	2026年4月28日	各賞選考方法、付則の見直し 技術賞表彰推薦要領との統合